

池田町ことばの教室運営規程

（趣旨）

第1条 この規程は、池田町ことばの教室（以下「教室」という。）が、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の2第2項及び岐阜県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例（平成24年岐阜県条例第82号）に規定する児童発達支援事業（以下「事業」という。）を実施するにあたり、事業所として必要な事項を定めるものとする。

（事業の目的）

第2条 教室は、発達の遅れがみられる児童（以下「利用者」という。）を教室に通わせ、その育成を支援することを目的とする。

（運営の方針）

第3条 教室は、利用者が日常生活における基本的動作を習得し、集団生活に適應することができるよう、当該利用者の発達状況及びその置かれている環境に応じて適切な指導及び訓練を行うものとする。

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 教室に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

（1）管理者 1名

教室の管理者として職員及び業務の管理を一元的に行う。

（2）指導員 6名

利用者に指導及び訓練を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 教室の営業日は、月曜日から金曜日まで及び各月の第1・第3・第5土曜日とする。

ただし、次の各号に掲げる日を除く。

（1）国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

（2）12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

（3）災害その他特別の事情により事業が実施できないと代表者が認める日

2 教室の営業時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

（利用定員）

第6条 教室の利用定員は、指導日1日あたり20名とする。

（事業の内容）

第7条 事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

（1）障害児通所給付費の支給決定を受けた児童に対する発達支援

（2）措置の決定を受けた児童に対する発達支援

(利用者から徴収する費用の額)

第8条 前条第1号の事業を提供した際に利用者から徴収する費用の額は、法第21条の5の3第2項に規定する市町村長が定める基準により算定した額とする。ただし、同条第1項に規定する通所特定費用及びその利用者に負担させることが適当と認められる費用は、実費相当額とする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、池田町及び揖斐川町の区域とする。

(利用にあたっての留意事項)

第10条 利用者及びその保護者は、事業の提供を受けるにあたり、契約書及び重要事項説明書を熟読のうえ、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 欠席の際の届出
- (2) 故意による施設又は備品の損傷又は滅失の禁止
- (3) その他契約書及び重要事項説明書に記載された事項

(緊急時における対応方法)

第11条 職員は、現に事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

2 教室は、利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

(非常災害対策)

第12条 教室は、非常災害に関する具体的計画を立てるとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第13条 教室は、利用者の権利擁護及び虐待防止等のため責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第14条 教室は、利用者の使用する施設、設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

2 教室は、施設内において感染症の発生、又はまん延防止に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(苦情解決)

第15条 教室は、保護者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

附 則
この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則
この規程は、平成27年4月1日から施行する。